

佐久市五郎兵衛記念館条例

(設置)

**第1条** 市川五郎兵衛翁の開拓の遺業を顕彰し、偉大な事業に関する資料を整理保管するとともに学術研究に寄与するため、五郎兵衛記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市五郎兵衛記念館	佐久市甲14番地1

(休館日)

**第3条** 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）に当たる場合は、除く。）
- (2) 国民の休日の翌日（この日が日曜日、土曜日又は国民の休日に当たる場合は、除く。）
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項に規定するもののほか、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

**第4条** 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(事業)

**第5条** 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 記念館の入館者及び施設の管理運営に関すること。
- (2) 五郎兵衛用水開発に関わる史料の収集、保管、展示啓発に関すること。
- (3) 旧五郎兵衛新田村をはじめとする旧村に関わる史料の収集、保管、展示に関すること。
- (4) 史資料に関する調査、研究に関すること。
- (5) 史資料に関する講演会、講習会及び研究会等を行うこと。
- (6) 佐久市五郎兵衛記念館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか記念館の目的を達成するための必要な事業に関すること。

(職員)

**第6条** 記念館に館長及び学芸員又はこれに準ずる専門職員及び事務職員その他必要な職員を置くことができる。

(運営委員会)

**第7条** 記念館の事業運営その他必要な事項を協議決定するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、記念館の運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 運営委員会の委員は、学校教育、社会教育及び関係団体の経験者並びに識見を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

4 委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浅科村五郎兵衛記念館設置条例（昭和48年浅科村条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定により

なされたものとみなす。